

議 事 録

令和 8 年度 第 3 回堺市いじめ防止等対策推進委員会	
開催日時	令和 8 年 7 月 15 日（水）18:30～20:00
開催場所	堺市役所 20 階 第 1 特別会議室 【オンライン含む】
出席委員	新井委員長、井出委員、奥野委員、種橋委員、岡田委員、角田委員
事務局職員	富岡教育監 百田学校教育部長 岩井学校教育部理事 生徒指導課 中森課長、村垣主任指導主事、木嶋主任指導主事、中村指導主事
意見交換案件	堺市いじめ防止基本方針の改定について

<意見交換案件>

資料-02 について

改定案 「学校」について

- 第 2 1 学校（2）の SC・SSW について、学校配置型 SC・SSW については構成員として明記し、配置のない学校についても積極的な活用や情報共有の視点が伝わる表現を検討すべきである。
- 「内容・案件により SC や SSW 等の専門家を加える」という表現については、専門家の活用を限定的に受け取られないよう見直しが必要である。
- 「こどもを叱ることだけでなく」という表現は、指導から支援への考え方が伝わるよう見直すべきである。
- 「自己指導能力」という表現は市民には分かりにくいため、より分かりやすい表現を検討すべきである。
- 「思いやる心や規範意識を育む」という表現は、いじめ防止につながる日々の取組として整理した方が分かりやすい。
- 「いじめの正しい理解」という表現は抽象的であるため、「いじめへの意識を高める」ことや、「適切な行動につなげる」といった表現に改めるべきである。
- 学校の取組については、定義に合わせて「未然防止」「早期発見」「事案への対処」が分かる構成とすることが望ましい。
- 地域との協力については、問題解決への直接的な関与ではなく、地域による見守りや学校との連携という視点で整理する必要がある。
- 関係機関との連携と地域との関わりは同列ではなく、記載方法を工夫する必要がある。
- 「こども等」や「いじめ防止等」などの「等」の使用については、必要性を精査するべきである。

資料 03 について

改定案 「教育委員会」について

- こどもを地域全体で支える視点から、教育委員会だけでなく、市長事務局を含めた行政全体で取り組む姿勢が伝わる記載とすることが望ましい。

- 「法第○条に基づき」などの法令引用が多く、一般市民には分かりにくいため整理する必要がある。
- 教育委員会の組織や役割が市民にも理解できるよう、より分かりやすい説明が必要である。

児童生徒からの意見聴取について

- 生徒会役員等の代表者だけではなく、より多くの児童生徒を対象とした意見聴取を実施することが望ましい。
- 意見聴取は対象を限定せず、全員に実施することを検討すべきである。
- 対象学年については、小学校４年生以上とする方向が望ましい。
- 「いじめについて気になっていること」など、児童生徒が回答しやすく、トラウマを想起させない質問方法を工夫する必要がある。
- 「学校にしてほしいこと」「保護者にしてほしいこと」「自分たちにできること」などの視点で意見を集めることが有効である。
- 今回の基本方針改定だけでなく、今後も継続して児童生徒の意見を聴取する仕組みについて検討することが望ましい。